



かがちょう



赤い靴通信 No. 31-6

加賀町警察署
生活安全課
スクールサポーター
令和元年5月

神奈川県青少年保護育成条例をご存知ですか？

《深夜外出の制限》

- 保護者は、特別な事情(夜学や夜勤、緊急の場合)がなければ、深夜(午後11時から午前4時までの間)に青少年(18歳未満)だけで外出させてはなりません。
- だれでも、正当の理由なく保護者の承諾を得ないで、青少年を深夜に連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。
(30万円以下の罰金)
- 保護者は、日常生活上必要な場合(食事や買い物など)、青少年の健全な育成に役立つと認められる場合(野外キャンプなど)、緊急の場合を除き、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない。
- だれでも、深夜に外出している青少年の善導に努めなければなりません。



《深夜営業施設への立入制限》



- カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの経営者や従業員は、深夜に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。
(30万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。
(10万円以下の罰金)
- 深夜営業を営む事業者等は、深夜に施設内または敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

《携帯電話へのフィルタリングの義務など》

- 携帯電話販売店では、青少年が利用するインターネットの契約をする際に、保護者などに対してフィルタリングの必要性やインターネット利用を制限・監督する機能などを説明しなければなりません。
- 保護者は、青少年が利用する携帯電話(PHSを含む)のフィルタリングを解除できません。青少年に障害があるなどやむをない理由で解除する場合は、販売店に解除理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- 保護者は、青少年の発達段階に応じて、インターネット利用を制限・監督できる機能の活用に努めなければなりません。



～ 社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう ～

各種相談、照会、ご意見ご要望は、加賀町警察署 045(641)0110
緊急のある事件事故は、110番通報 をご利用ください。